

【事例3】贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、夫から居住している家屋とその敷地の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。

贈与税の配偶者控除の特例を適用し申告します。

札幌西 税務署長 殿 平成23年分贈与税の申告書

FD4723

〒XXX-XXXX (電話 XXX-XXX-XXXX)

住所 札幌市西区〇〇条ΔX丁目X番X号

フリガナ オソヤマ キョウコ

氏名 乙山 京子

生年月日 320年07月26日 職業 無職

税務署整理欄 (記入しないでください)

整理番号

申告書提出年月日

災害等延長期限

出国年月日

死亡年月日

名簿

財産

細目

コード

関与区分

事案

処理

訂正

修正

提出用

第一表 (平成22年分以降用)

| 贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の明細 | | | 財産を取得した年月日 |
|--|--------------|-----------------------|-------------|-------------|
| | 種類 | 数量 | 単価 | |
| 住所 札幌市西区〇〇条ΔX丁目X番X号 フリガナ オソヤマ イチロウ 氏名 乙山 一郎 夫 生年月日 明・大(昭)平19年7月 日 | 土地 宅地 自用地 | 165.00 m ² | 270,000 | 平成23年08月18日 |
| 住所 〃 フリガナ 〃 氏名 〃 生年月日 明・大(昭)平 年 月 日 | 家屋 (木造) 自用家屋 | 124.21 m ² | 145,600 1.0 | 平成23年08月18日 |
| 住所 〃 フリガナ 〃 氏名 〃 生年月日 明・大(昭)平 年 月 日 | 〃 | 〃 | 〃 | 平成 年 月 日 |
| 財産の価額の合計額 (課税価格) | | | | ① 23020600 |
| 配偶者控除額 (右の事実に該当する場合には、私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けました。) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額) 2,000,000円 | | | | ② 20000000 |
| 基礎控除額 | | | | ③ 11000000 |
| ②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】 | | | | ④ 11920000 |
| ④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。) | | | | ⑤ 192000 |
| 外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) | | | | ⑥ |
| 差引税額 (⑤-⑥) | | | | ⑦ 192000 |

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入します。

配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

| | |
|---|---|
| 特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑩の金額の合計額) | ⑧ |
| 特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑮の金額の合計額) | ⑨ |

| | |
|---|------------|
| 課税価格の合計額 (①+⑧) | ⑩ 23020600 |
| 差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】 | ⑪ 192000 |
| 農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額) | ⑫ |
| 株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の②の金額) | ⑬ |
| 申告期限までに納付すべき税額 (⑩-⑫-⑬) | ⑭ 192000 |
| この申告書が修正申告書である場合 | ⑮ |
| 差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑩) | ⑮ |
| 申告期限までに納付すべき税額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑩) | ⑯ |

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者印

平成 23 年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、平成 23 年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除（2,000 万円控除）の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください

| | | | |
|---|--|-----|-----|
| 1 | 贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。 | はい | いいえ |
| 2 | 婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は 20 年以上ですか。 | はい | いいえ |
| 3 | これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。 | はい | |
| | | いいえ | |
| 4 | 【3 で「はい」と回答した方のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。 | いいえ | はい |
| 5 | 贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。 | はい | いいえ |
| 6 | 【贈与を受けた財産のうち不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。 | はい | いいえ |
| 7 | 【贈与を受けた財産のうち金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を平成 24 年 3 月 15 日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。 | はい | いいえ |
| 8 | 6 又は 7 の不動産に現在居住していますか。又は平成 24 年 3 月 15 日までに居住する見込みですか。 | はい | いいえ |
| 9 | 今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。 | はい | いいえ |

事例 3

《事例 3 の添付書類》

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、この特例の適用により控除を受ける金額（配偶者控除額）その他必要な事項を記載するとともに、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

| 添付書類 | |
|------|--|
| 1 | 受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限り。） |
| 2 | 受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限り。） |
| 3 | 控除の対象となった居住用不動産に関する登記事項証明書 |
| 4 | 受贈者の住民票の写し（控除の対象となった居住用不動産を居住の用に供した日以後に作成されたものに限り。） （注）上記 2 の戸籍の附票の写しに記載されている受贈者の住所が、贈与税の配偶者控除の特例の対象となった居住用不動産の所在場所である場合には、住民票の写しを提出する必要はありません。 |

《特例の概要》

婚姻期間が 20 年以上である配偶者から、①居住用不動産（信託財産が居住用不動産である場合の信託に関する一定の権利を含みます。）の贈与を受けた場合又は②金銭の贈与を受けその金銭で居住用不動産を取得した場合（贈与を受けた金銭を信託し、その信託の受託者が信託財産として居住用不動産を取得した場合の信託に関する一定の権利を含みます。）で、①及び②の場合とも、それぞれの贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までにその居住用不動産を受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときは、基礎控除額（110 万円）のほかに、贈与された居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額との合計額から 2,000 万円（その合計額が 2,000 万円に満たないときにはその合計額）を控除することができます。

- (注) 1 「居住用不動産」とは、専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいいます。
2 店舗兼住宅などのように居住の用とそれ以外の用に供されている不動産である場合は、居住の用に供している部分のみについて配偶者控除の特例が適用されます。